

石川県と共立女子大学・共立女子短期大学との県内就職支援に関する協定書

石川県（以下「甲」という。）と共立女子大学・共立女子短期大学（以下「乙」という。）は、石川県における産業の次代を担う人材の育成・確保を図るため、相互に連携・協力することに合意し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲と乙が相互に連携・協力を努め、石川県出身学生等に対し石川県内の企業情報等を提供するなど就職活動を支援することにより、本県へのU I ターン就職の促進を図ることを目的とする。

（連携協力事項）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、次の各号に定める事項について相互に連携・協力して実施する。

- （1） 学生に対する県内企業の情報、各種イベント等の周知に関すること。
- （2） 学生に対する県内企業のインターンシップ受け入れ支援に関すること。
- （3） 学内で行う就職セミナー及び合同企業説明会等の開催に関すること。
- （4） 保護者向けの就職セミナーの開催に関すること。
- （5） 学生のU I ターン就職に係る情報交換及び実績把握に関すること。
- （6） その他、学生のU I ターン就職の促進に関すること。

（連絡調整）

第3条 甲と乙は、前条各号に定める事項を効果的に推進するため、それぞれに連絡調整窓口を設置し、適宜協議を行う。

（守秘義務）

第4条 甲と乙は、この協定に基づく事業を実施するに当たり、相手方から知り得た情報について、第三者に対し開示又は漏洩してはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りでない。なお、本条に定める義務は、期間満了後も存続するものとする。

（協定期間）

第5条 この協定の有効期間は、協定の締結日から平成31年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の前月末日までに甲乙いずれかから特段の意思が無い場合、この協定を期間満了の翌日から起算して更に1年更新するものとし、その後も同様に扱う。

（疑義の協議）

第6条 この協定に定めのない事項又は定める事項に関し、疑義が生じた場合は、甲と乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲と乙が署名をして、各自その1通を所持する。

平成30年7月11日

甲 石川県金沢市鞍月1丁目1番地
石川県知事

谷本 正憲



乙 東京都千代田区一ツ橋2丁目2番1号
共立女子大学・共立女子短期大学 学長

川久保 清

